





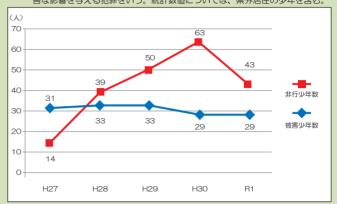
©2010熊本県くまモン

### SNSに起因する事犯の被害少年数(全国)



### SNS等に起因する福祉犯の被害少年と インターネット利用の非行少年数(熊本県)

※福祉犯とは、少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える犯罪をいう。統計数値については、県外居住の少年を含む。



引用元 熊本県警察ホームページ

# 報から少年を守るのは「保護者の義務」

熊本県少年保護育成条例では、

「保護者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報 を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない(第18条の2第1項)。」旨規定されています。

## **轍から守るためにはどうしたらいいの?**

携帯電話販売店では、携帯電話の契約者又は使用者が少年の場合、 契約時に「フィルタリング」が義務付けられています。

もし、保護者の方が断った場合は、フィルタリングを利用しない理由等を記載した書面 又は電磁的記録を携帯電話販売店に提出しなければなりません。

### 熊本県少年保護育成条例では、

- 保護者は、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、保護者が少年の携帯電話端末 等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面又は当該 理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役 務提供事業者をいう。以下この条において同じ。)に提出しなければならない(第18条の3第2項)。
- 保護者は、法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(以下この条において「フィルタリング有効化措 置」という。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者が少年の法第16条に規定する特定携帯電話端末等によるイン ターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由を記載した書面又は当 該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない(第18条の3第3項)。 と規定されています。

裏面を参考にしてください。



## くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用5か条

児童生徒のみなさんは、携帯電話・スマートフォンやタブレット、ゲーム機器や携帯音楽プレーヤーなど、たくさ んの情報機器に囲まれてくらしています。なかでも、携帯電話・スマートフォンは、もっとも身近な携帯情報機器とし て、くらしの中で使われています。この携帯電話・スマートフォンを正しくかしこく使っていくために、以下の5か条を 参考にそれぞれのルールを決めて守っていきましょう。

(守ろう!私たちの健全なくらし)

## 第1条

## 「約束しよう!夜10時から朝6時は使わない」



長時間の利用が原因で睡眠不足など健康に悪影響が出たり、生活習慣が乱れたりすることを 心配しています。夜は近くに置かないなど、使わない時間を守るための工夫をしましょう。

(守ろう!私たちの安全・安心)

### 第2条

# 「設定しよう!フィルタリングは当たり前」



危険なサイトや有害な情報から守ってくれるフィルタリングを解除した使用を心配しています。 フィルタリングを利用して安全に使いましょう。

(守ろう!私たちの人権)

## 第3条

# 尊重しよう!画面の向こうの相手のこと」



ネット上での悪口や仲間外し、いじめなどで被害者になったり加害者になったり、大切な友だち との関係をこわしてしまったりすることを心配しています。相手を傷つけるようなことは書き込ま ないようにしましょう。

(守ろう!私たちのプライバシー)

### 第4条

# 「判断しよう!知らせていいこと悪いこと」



自分や友だちの名前や写真、住所や電話番号などの個人情報の流出により、トラブルに巻き 込まれてしまうことを心配しています。決して個人情報を載せないようにしましょう。

(守ろう!私たちの1か条)

## 第5条



それぞれの使い方に合わせたルールをつくるんだモン!

## 熊本県教育委員会

### 熊本県少年保護育成条例のお問合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 青少年班

熊本県少年保護育成条例

検索

TEL 096-333-2294